

近代日本における「制度的実践」としてのジャーナリズム

石川 徳幸*

はじめに

塚本（2025）は、スティーブン・J・A・ウォードが提起したジャーナリズムの「制度的実践」という概念を援用し、プレス自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス』やウィルバー・シュラムらの『マス・コミの自由に関する四理論』において提起された「社会的責任論」について、「ジャーナリズムが制度的実践となっていく時期の状況を分析し、理論化したものである⁽¹⁾」と位置づけた。すなわち、プレス自由委員会の報告書は、「制度的実践としてのジャーナリズムがなすべき活動とは、如何なるものか」ということを明確にしたものであり、「社会的責任論」が規範理論として確立していく過程は、そのままジャーナリズムが「制度的実践」として認識されていく過程として捉えることができるのである。

これを踏まえて、ジャーナリズム倫理学の視座に立って現代日本のジャーナリズムを制度的実践として考察しようとするならば、その射程は「社会的責任論」が理論として移入された1950年代以降ということになるだろう。また、ウォードのいう法的な裏付けとしての制度が、現代の日本では1947年に施行された現行憲法の第21条に係ることからも、自ずとこれ以降の時代を射程に置くことが妥当であろう。

しかしながら、塚本論文でも指摘されているように、ジャーナリズムが実態として「社会的実践」に至った時期と、理論的に把握された時期は当然異なる。筆者はかつて、日本のジャーナリズム教育に関する拙稿において、戦前と戦後が切り離されて論じられることで、その連続性が見落とされる問題点を指摘した⁽²⁾。これと同様の弊害をもたらさないためにも、ジャーナリズムの発展過程を「制度的実践」という視角から捉えるには、戦前期日本を含めて考察しておく必要があると考える。

そこで本稿の目的は、ウォードが提起したジャーナリズムの「制度的実践」の論理を追試し、日本のジャーナリズムの発展過程においても援用しうるものであるのかを検討することにある。ウォードは、西洋におけるジャーナリズムの歴史的発展過程において「制度的実践」を論じたが、非西洋社会——ここでは日本——でも一般化できるかどうか、現代日本のケーススタディについて考察する前に検証すべきであろう。そうした前提を整えたうえで、日本において「制度的実践」としてのジャーナリズムが抱える現代的課題は何か、問題提起として議論の種を提供することにした。

1. 民主主義の理念に不変的に関わるジャーナリズム

民主主義の危機が世界各地で叫ばれるようになって久しい。『立憲民主主義を守る方法（How to

*いしかわ のりゆき 日本大学法学部新聞学科 教授

Save a Constitutional Democracy)』を著したトム・ギンズバーグとアジズ・Z・ヒュクが「競争的選挙」「言論と結社の自由」「法の支配」という3つの民主主義の基本的な前提条件をあげて、これらが衰退する過程を「民主主義の侵食」と呼んだように、言論の自由が民主主義にとって不可欠な要素の一つであることは論を俟たない。例えば、言論によって社会的合意を形成する規範的な理念である「熟議民主主義」に関する研究は、「1980～90年代の規範的（政治理論的）研究中心の時代を経て、2000年代以降は、経験的研究が盛んになった⁽³⁾」と言われるように、政治学における一領域を築いてきた。熟議による共通理解こそが、民主主義社会における理想的な望ましいあり方として議論されてきたのである。「制度的実践」という本特集の重要な概念を提供するスティーブン・J・A・ウォードも、ジャーナリズムを民主主義のための一手段として位置づけ、「ジャーナリズムは熟議民主主義の根源的な力であるべき⁽⁵⁾」と述べている。

一方、そうした議論と同時期に、キャス・サンスティーンがサイバースケープ現象を提唱したように⁽⁶⁾、ICT技術の進展にともなうメディア環境の変容によって、集団極性化が起こる問題が指摘されてきた。そうした懸念は、その後のSNSの普及によってますます広がり、党派的な対立を生むエコーチェンバー現象などによって社会の分断と対立が深刻化していった。ウォードは、こうした実態を「汚染された公共圏」と呼び、侵食された民主主義を救うためにはジャーナリストの社会における役割を再考する必要があると主張した⁽⁷⁾。ウォードは、「(実際にそうした存在があるように)民主主義がなくてもジャーナリズムは存在し得るが、民主主義の原則に献身するジャーナリズムがなければ、いかなる民主主義も存在し得ない⁽⁸⁾」と断じ、ジャーナリストが民主主義に積極的に関与すべきことをメディア倫理学の立場から論じている。すなわち、民主主義の侵食を防ぐためには民主主義に基づいた新しいジャーナリズム倫理が必要であり、そのためには単なる事実を記述するための規範ではなく、民主主義という理念を守るための規範を導入すべきという視座である。

このような民主主義に寄与すべきジャーナリズムの形態を、ウォードは「制度的実践」として位置づけている。ウォードは、ジャーナリズムの活動を「個人的活動」「社会的実践」「制度的実践」の3つのレベルで捉えており、各レベルにおけるジャーナリズムは異なる特徴を示し、異なる倫理的責任を負ってきたと説明している。ウォードによれば、「ジャーナリズムの歴史とは、ジャーナリズムがいかにして個人的な活動として始まり、後に社会的実践、ビジネス、そして制度となったかの歴史」として捉えることができるという⁽⁹⁾。以下、それらの段階について詳しく見ていきたい。

個人的活動ないし社会的活動としてのジャーナリズム

近代ジャーナリズムの初期の形態についてウォードは、書籍の編集者としての地位を確立した人物によるニュース出版の実験として始まったと論じており、「17世紀のヨーロッパにおける定期的なニュース・プレスの台頭は、こうした活動に従事する個人的で特異な理由を持つ個人の産物であった⁽¹¹⁾」として、ジャーナリズムが個人的活動から始まり社会的活動となる段階を示した。これらは私的行為の範疇であるため、公的な義務や社会的責任を負うことはない。

例えば、英国における初期の印刷物としては、ブロードサイドやニューズブックが知られているが、当初は街頭などで歌われたバラッド（叙事詩）を印刷したものも見られた。出来事を記録して伝達するという営為としてはジャーナリズムに違いないが、これらは文化的にはともかく政治的・社会的に重要な役割を担うものではなかった。

社会的実践としてのジャーナリズム

個人的活動という当初の形態を超えて成長したジャーナリズムは、あるグループや一般の市民に向けて書かれるという意味において、総じて社会的活動といえるものである。ウォードは、そうした社会的活動としてのジャーナリズムは、時間の経過とともに「社会的実践」という社会的活動以上のものに発展したと説明しており、英国の市民革命期の新聞を社会的実践としてのジャーナリズムの起源として位置づけている。王党派と議会派による党派的な新聞は、市民に政治の動向を伝える重要な社会的役割を担った。

ウォードは、実践を「独自の技能、知識、目的、責任をともなった、組織化された社会的活動⁽¹²⁾」と定義づけているが、その分かりやすい例として専門職 (profession) をあげている。「ジャーナリスト」という言葉は、もともとは学術誌に寄稿する文人に使われていたが、18世紀初頭までにはヨーロッパや米国において、新興の日刊新聞に従事する人々を指すようになったという。ジャーナリズムの営みが企業化し、職業として認識されることで、それに応じた新しい職業倫理が形成されることとなった。この頃に、企業体に属する職業人としてのジャーナリストが、社会的出来事をニュースとしてオーディエンスに提供するという、今日の私たちがイメージするとおりのジャーナリズムの営為が成立したわけである。

とはいえ、1700年代の大半を通じて、ヨーロッパのジャーナリズムは政府によってかろうじて容認されていた社会的行為であり、まだ制度化されたものではなかった。

制度的実践としてのジャーナリズム

ウォードによれば、ジャーナリズムが制度的に認知されるようになったのは、18世紀後半のアメリカ革命とフランス革命の頃だという。すなわち、「革命後に制定された憲法によって、報道機関の役割と表現の自由の重要性が明確に示され、社会的に認められるものとなった⁽¹⁴⁾」ことを契機として論じており、ウォードのいう「制度的実践」が憲法による表現の自由の保障という法的裏づけに重点が置かれていることがわかる。アメリカで言論出版の自由を成文化した合衆国憲法修正第1条が発効したのは1791年のことであり、フランスでも1789年の「人権宣言」において第11条に言論出版の自由が明記されている。

さらにウォードは、「19世紀から20世紀にかけて報道の力が強まるにつれ、ジャーナリズムは民主主義の制度であるという考え方が受け入れられるようになった⁽¹⁵⁾」とし、そうした状況に合わせてジャーナリズム倫理が変化していったことを以下のように論じている。

ジャーナリズムの倫理とは、単なる社会的実践の内部規定のためのルール体系などではなかった。ジャーナリズムが市民として公益のために奉仕し、民主主義の継続を保障するための倫理であった。会計士や看護師などのように専門職には様々あるが、ジャーナリズムのように国の基本的な政治構造の一部であると主張できるものはほとんどない。ジャーナリズムが政治的機関であり、「第4の権力 (fourth estate)」である、などと言うことは、ジャーナリズムの倫理を個人の価値観や特定のグループのモース (道徳観) として位置づけるのではなく、はるかに広範で重要なものとして位置づけることであった。すなわち、それはジャーナリズムの倫理を、社会全体の制度構造や政治哲学に位置づけることである。⁽¹⁶⁾

かくして、ウォードはジャーナリズムが民主主義の制度として位置づけられる歴史的経緯を踏まえたうえで、今日のジャーナリズム倫理について民主主義を基盤としたものとして再定義するため

の議論を展開したのである。⁽¹⁷⁾

2. マス・メディアとしてのジャーナリズム

ここまでウォードが提唱した「個人的活動」「社会的実践」「制度的実践」といったジャーナリズムの3つのレベルの概要を見てきたが、ジャーナリズムが「制度的実践」に至った19世紀以降のメディア環境と社会の変化についても時代背景として整理しておきたい。

産業革命にともなう社会変動によって、欧米では新聞の量的拡大と質的变化が見られた。とりわけ、合衆国憲法修正第1条によって言論出版の自由が比較的早期に保障されたアメリカでは、そうした変化が顕著であり、1830年代にいわゆる「大衆新聞」の時代を迎えることとなった。⁽¹⁸⁾

具体的には、ベンジャミン・H・デイが1833年に創刊した『The SUN』を嚆矢として、ペニー・ペーパーと呼ばれる労働者を読者層とした廉価な新聞が誕生した。創刊から2年で2万部という発行部数を誇った『The SUN』は、歴史的に「マス・コミュニケーションの先駆者」「大衆新聞の先鞭を切った新聞」として位置づけられるものであるが、このことは単に多くの読者を獲得したというだけでなく、大衆向けの紙面づくりを行なったことの意義の方が大きい。それまでの新聞が連邦派と共和派に分かれた党派的な政論新聞であったのに対して、『The SUN』は政治記事ではなく警察ダネ（事件報道）やスキャンダル記事を売りにして、政論新聞とは無縁であった労働者たちを新しい新聞読者層として引き入れたのである。こうした『The SUN』の影響を受けて、ジェームズ・G・ベネットが1835年に創刊した『New York Herald』は、スキャンダル記事をよりセンセーショナルに扱うことで人気を博していった。センセーショナリズムが、大衆新聞の発展過程において重要な役割を果たしたことは、後のイエロー・ジャーナリズムの時代を鑑みても明らかである。⁽¹⁹⁾

一方で、同じ労働者を読者に想定しつつも、ホレス・グリーリが1841年に創刊した『New York Tribune』のように、『The SUN』や『New York Herald』のようなセンセーショナリズムに対抗する新聞も現れた。『New York Tribune』は警察ダネを扱わず、政治や経済ニュースにおいて大衆に信頼される「家庭の暖炉脇に置かれるに相応しい」紙面づくりを目指しており、販路や広告をめぐって『The SUN』や『New York Herald』と直接的なトラブルも起きている。⁽²⁰⁾

これらのペニー・ペーパーと呼ばれる大衆新聞は、不特定多数の読者に大量に情報を提供する近代的なマス・メディアとして成長し、日々の取材と新聞製作を効率化させるために企業体としての組織化を進めることとなった。1851年にヘンリー・J・レイモンドによって創刊された『New York Daily Times』（1857年に『New York Times』に改題）は、先行するライバル紙と肩を並べるために、7万ドルを超える資本金と最新式の輪転機を備えて新聞界に参入した。⁽²¹⁾ 16年前にベネットが同じニューヨークの地で『New York Herald』を立ち上げたときに用意したものが、「500ドルと衣類箱の机」⁽²²⁾であったことと比較すれば、いかに新聞業界が急成長を遂げていたかがわかる。新聞がマス・メディアとして発展するうえで「企業化」の道を歩んだことは、制度論的な視座から見ても重要である。

このような、新聞がマス・メディアとして質的・量的な変化を遂げた過程を捉えて、黒川貢三郎は以下の表に示すように、政治的要件、経済的要件、社会的要件、技術要件の4つの視点から整理している。⁽²³⁾

表 1. マス・メディアとしての新聞の成立要件

政治的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・言論出版をめぐる諸制約の撤廃 ・中・下層階級の政治的関心の高まり（選挙権の拡大）
経済的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・資本主義経済の進展 ・市況や広告のニーズの高まり
社会的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・都市化の進展 ・労働者階級の登場と都市人口の増加 ・教育の普及による識字率の向上 ・鉄道や郵便制度の確立（輸送インフラの整備）
技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷技術の革新 ・輪転印刷機の導入

※黒川（1997）と黒川・石川（2013）を基に筆者作成。

欧米ではこれらの諸要件が19世紀半ば頃には整っていたと見做すことができる。印刷技術に関しては、1812年に蒸気機関を利用したシリンダー印刷機が発明され、それまで手作業で行われた印刷工程が格段に速められた。さらに1843年に輪転印刷機が考案され、1866年には紙折り機能を備えたマリノニ式輪転印刷機が開発されており、高速度での大量印刷が可能となった。

ここまでに見てきた、欧米における「制度的実践」としてのジャーナリズムの成立過程と、マス・メディアの成立要件を踏まえたうえで、次節では近代日本におけるジャーナリズムについて検討する。

3. 近代日本におけるマス・メディアの発展過程と「制度的実践」としてのジャーナリズム

個人的活動としてのジャーナリズムを、文字通り「日々の出来事の記録 (journal)」という行為として捉えるのならば、平安時代の日記文学も対象にし得るだろう。しかも、それらの多くは読まれることを前提に記されたものであり、他者とのコミュニケーションを前提とした社会的活動と捉えることも可能である。とはいえ、ここでは考察の対象を限定するために、「出来事を記録する」という行為に「複製したものを販売頒布する」という行為 (publishing) を加えたい。

この点において、火事や自然災害など市井の話題となる出来事を扱い、木版画の技術によって複製したものを「読み売り」した江戸時代一枚刷り絵双紙「瓦版」は、日本における初期のニュース・メディアとして位置づけることができる。日本の瓦版は、ドイツの「フルークブラット」や英国の「ブロードサイド」に類する特徴を見ることができ、印刷技術の発達に伴ってニュース・メディアが興ることは洋の東西を問わず、共通して見られる事象である。一方で、封建社会における支配者層が、政治体制を維持するために不都合なニュースを厳しく統制したり、情報そのものを独占したりすることも、また洋の東西を問わない。江戸時代の出版物は、幕政に関する事柄や裁きに関する事柄を掲載することが禁止されており、心中や仇討ちといった出来事に関しても出版が禁止されていた。そもそも、瓦版は書物問屋仲間に属していない業者が非合法に営んでいた違法出版物である。例えば、1684年（貞享元年）11月には、瓦版について「一切板行仕間敷候」と禁止する触書が出されており、その規制の対象は出版者だけでなく「辻橋にて売候者」と販売者にも及んだ。とはいえ、「取り締まりには緩急あり、その時々幕府や町奉行によって、強調点や締め付けの度

合いが異なる⁽²⁴⁾」のが江戸時代の出版統制の特徴であり、現存する史料を見る限り、徹底した取り締まりが行われたわけではなく、幕政批判や風俗を害するようなものでなければ、その多くが見逃されていたと考えられる。すなわち、これらは黙認された私的行為であり、公的に認められたものでなければ、社会的役割を期待されたものではなかったということである。

近代日本において、社会的実践としてのジャーナリズムの萌芽は幕末期に見ることができる。文久年間（1861～1864年）以降、居留地において外国人が発行した新聞の影響を受けて、海外の出来事や貿易に関する情報を扱った邦字新聞が誕生した。さらに戊辰戦争期には、（英国の市民革命期における王党派や議会派のように）旧幕府側と新政府側それぞれの立場を擁護する新聞が誕生し、党派的なジャーナリズムによる言論戦が展開された。例えば、『江湖新聞』の福地源一郎は、外国奉行や通詞としての役職で培った海外の新聞に関する「知識」や「技能」を活かし、西田伝助や条野伝平らとともに新聞発行のための「組織」を興し、佐幕の立場から新政府を批判するという「目的」を持って論説を書き、筆禍によって投獄され発行禁止の厄に遭うという「責任」を負ったという点において、実践を「独自の技能、知識、目的、責任をともなった、組織化された社会的活動」と捉えるウォードの定義に照らしても、社会的実践としてのジャーナリズムを体現したと言えるだろう。

ただし、ジャーナリズムの社会的実践を考える上で、一つの指標とも言うべき「専門職化」に関しては、その画期をどこに捉えるかが問題となる。福地源一郎の場合、大蔵省の官吏として登用されたあと、1874年（明治7年）に『東京日日新聞』に入社して主筆（のちに社長）を務めるわけだが、福地は「新聞記者」を在野の「学者」（＝知識人）と位置づけて啓蒙的言論活動の担い手となることを自認し、新聞記者の社会的地位の向上を図った⁽²⁵⁾。一方で、自由民権期から国会開設期にかけて、新聞記者は官吏や政治家のリクルート源として目されており、それらを志す者が糊口を凌ぐ手段とする嫌いがあった。犬養毅や尾崎行雄など、多くの政治家が新聞記者としての経歴を有することは周知のとおりである。そうした状況において、新聞記者が職業としてはっきりと分化していたとは言い難い。

1889年（明治22年）に新聞『日本』を創刊した陸羯南の新聞人観は、同時代の言論人の考え方として特筆すべきものがある。1894年（明治27年）から翌年にかけて『日本』の記者を務めた佐藤紅緑は、次のような回想を記している。

或日、羯南翁は其卓子に肱を乗せて恁う言た。

「区役所から吾輩の戸籍を調べに来たが職業を何と書いたら可からうと随分困つたよ」

「何と書かれましたか」と誰かゝ言た。「無職と書いた」と羯南翁が言た。

「新聞記者は？」「新聞記者は職業ではないよ、これは浪人に属するものだ」

「はッ／＼／＼」一同は俄かに笑ひ出した〔中略〕

「併し、これで飯を食っている以上は職業というべきだらうと思ひますが」

「飯を食ふといふ点から考へると、さうかも知れないが」と羯南翁は筆を指の間に挟んだ手を原稿紙の上に乗せて「併し飯が食へなくても文章を書かなきやならんからな」

私は初めて先生の意のある所が解つた。飯が食へても食へなくとも社会の指導者として筆を執るのが新聞記者の任務であつて、これが商売といふべきものでもなければ「業」といふべきものでもないのだ。⁽²⁶⁾

表2. 明治20～30年代の日本の新聞界

政治的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・1890年（明治23年）大日本帝国憲法 施行 第29条「法律ノ範囲内ニ於テ…言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」 ・1890年 帝国議会の開設 ・1897（明治30年）新聞紙条例 改正
経済的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・戦後経営による経済の活性化 ・商工階層の読者増 ・広告媒体の役割
社会的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部に労働者が増加 ・教育の普及による識字率の向上 ・鉄道や郵便制度の確立
技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・輪転印刷機の導入（1890年『東京朝日新聞』・『日本』）

「新聞記者は職業ではない」とする言論人としての気概は、いかにも『日本』の創刊号において政党機関紙と営利新聞を批判した陸羯南らしい考え方である。一方、社内に「これで飯を食っている以上は職業というべきだらうと思ひますが」という意見が見られたように、職業人としての意識を持つ新聞記者がいたことも確かである。実際、その後の新聞界全体を捉えると、日清戦争によって多くの新聞が発行部数を増加させることとなり、明治30年代に新聞が「資本主義企業として発展」していったと評されている⁽²⁷⁾。

この頃の日本の新聞界を取り巻く環境を、前節のマス・メディアの成立要件に照らすと、過渡期に至っていることがわかる。

1889年（明治22年）に公布された大日本帝国憲法には「法律ノ範囲内ニ於テ」という制限があったものの、「言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」と、集会結社の自由とともに言論出版の自由が謳われており、立憲政治の制度の中にジャーナリズムが位置づけられたと見做すことができる。1897年（明治30年）には新聞紙条例が改正され、行政処分としての発売頒布禁止が廃止されるなど、言論に対する規制の緩和も行われている。もちろん、その後の歴史を追えば、明治42年（1909年）の新聞紙法によって再度規制が強化されることになるし、戦時期における検閲や言論弾圧など、言論出版の自由が十分に保障されたわけではないことは留意しておかなければならない。しかし、ウォードの論理に則していえば、憲法の条文上では、制度的実践としてのジャーナリズムの要件が整ったと見做せるのである。

さて、近代日本では、法的裏づけを得てジャーナリズムが制度的実践として立憲政治に関わる存在として位置づけられたとき、先に見たように新聞記者はまだ十分に「専門職化」が果たされていない状態であった。本来、ウォードの論理でいえば、社会的活動としてのジャーナリズムが社会的実践へと移行し、その後に制度的実践に至るわけだが、日本では十分に社会的実践の段階が果たされないうちに、制度的位置づけが先行して果たされたことになる。このような差異が生じた背景には、明治期の日本において近代化は西洋化を意味するものであり、不平等条約の解消を目的として、政府が近代的な法整備を急ぐなど、率先して「上からの近代化」を図ったことが一つの要因として考えられる。

近代日本において、ジャーナリズムが一般に専門職として認識されるようになるのは大正時代に入ってからのことである。1919年（大正8年）に大学令が施行され、学卒者の量的拡大がなされた一方で、第一次世界大戦後の不況によって1920年代は長期的な就職難に見舞われた。そうした状況は、新聞社を志望する学生を増加させる要因となり、朝日新聞社は1923年（大正12年）に入社試験を制度化して志願者の増加に対処した⁽²⁸⁾。こうして、新聞社における試験採用制度が1920年代に確立したわけだが、これは新聞社の企業化の動きとして捉えることができる。

また、この時期に日本の新聞界が企業化に舵を切った出来事として、1918年（大正7年）の白虹事件が知られている⁽²⁹⁾。この事件は、筆禍によって発行禁止の危機に晒された『大阪朝日新聞』が、社長の辞任や編集幹部の退社とともに「評論の穏当妥当」を謳った編輯綱領を定めた、政府権力による言論弾圧に新聞が屈した出来事であるが、「白虹事件は、新聞社に自らの企業性の自覚を強め、企業の論理に徹する契機となった⁽³⁰⁾」と評されている。その後、企業的新聞として1920年代に組織的に販売や広告の拡張に努めていった『大阪朝日新聞』と『大阪毎日新聞』は、1924年（大正13年）に揃って発行部数100万部を宣言するまでに成長していったのである。

以上のように、ウォードが提起した制度的実践としてのジャーナリズムの発展過程の論理について、近代日本をケーススタディとして見た場合、日本が西洋の諸制度を受容して近代化を果たした特異性によって、憲法による制度的裏づけが先行して見られたものの、発展段階として諸要素は網羅していることが確認できた。

4. 「制度的実践」としてのジャーナリズムが抱える現代的課題——結びに代えて——

日本における「制度的実践」としてのジャーナリズムは、その後、1945年（昭和20年）の敗戦後に言論統制に関わる法制度が撤廃され、1947年（昭和22年）に施行された日本国憲法の第21条によって新たに法的裏づけを得ることになる。日本の「民主化」を掲げた占領下の諸改革は、民主主義とジャーナリズムを接合させる契機となったことは間違いない。しかし、戦前期の日本においても、いわゆる「大正デモクラシー」と呼ばれる民主主義の風潮があったように、ジャーナリズムにおいても制度的実践としての萌芽が見られた。制度的実践についてウォードがいう民主主義に寄与するという点に着目するならば、いわゆる「大正デモクラシー」と呼ばれる時期に果たした新聞の役割は大きい。第三次桂内閣を退陣させた大正政変や、シーメンス事件によって発生した第一次山本内閣に対する倒閣運動において、ジャーナリスト達は先頭に立って藩閥政治の打倒と政党政治の確立を訴えた⁽³¹⁾。

戦後の日本にだけ注目してしまうと、占領下における日本の民主化政策と学理として「社会的責任論」が移入された時期を、「制度的実践」としてのジャーナリズムが日本にもたらされた画期として捉えかねないが、戦前期の日本においても、実態として制度的実践としてのジャーナリズムの萌芽が見られた。本稿の試みによって、歴史的な文脈を総体的に捉えて考察する視座を提供することができたと考えている。

なお、本稿はシンポジウムの問題提起として報告する内容をまとめたものであるため、最後に「制度的実践」としてのジャーナリズムが抱える現代的課題として議論の種を提供することで、結びに代えることとしたい。

専門職倫理と「ジャーナリスト教育」をめぐる歴史的視座

戦後の日本では、アメリカから移入されたマス・コミュニケーション研究は隆盛を極め、戦前に移入されたドイツ新聞学から一種のパラダイム転換が起きている。学理の面において、アメリカ型の「ジャーナリズム教育」は日本に受容されたと言えるだろう。しかし、GHQの占領政策の一環として「新聞記者教育」も図られたが、アメリカ型のスクール・オブ・ジャーナリズム、すなわち記者養成を目的とした「ジャーナリスト教育」は、日本に根づくことがなかった。その背景には、「新聞社の幹部のなかには正式なジャーナリズム教育を妨げる者がいる⁽³²⁾」といったCIE特別報告書の記述にみられるように、記者は現場で育てるものという徒弟式訓練を重視する新聞社側の職業的文化があった。その後も、基本的には記者教育は採用した新聞社が独自にOJT (On the Job Training) として行ってきた。日本では2000年代初頭にジャーナリズム教育のための大学院に関する動向も見られたが、あくまでジャーナリスト教育（記者教育）とジャーナリズム教育（学理）は別物であるという傾向は変わっていない。ここに、制度としての経路依存の問題を見ることができる。

ウォードが制度的実践としてのジャーナリズムを提起して、あらためて民主主義に寄与するための規範理論を説いているのは、今日のデジタル・ポピュリズムを背景としてのことであるが、そのような専門職倫理はどのような場で教育すべきだろうか。学者の机上の空論に終わらせないために、講じておく必要がある。また、SNS時代の制度的実践としてのジャーナリズムは、誰でもが情報発信者であることを想定したものでなければならない。ウォードのいう「汚染された公共圏」に関わるのは一般の私たち自身であって、一部のジャーナリストだけの問題ではない。このことは、民主主義社会を維持するための問題が、私たち一人ひとりに関わっていることと同義である。

* 本研究の一部は、放送文化基金の助成（研究代表：笹田佳宏）を受けたものである。

- (1) 塚本晴二郎（2025）本誌掲載論文。
- (2) 石川徳幸（2018）「戦前期日本の高等教育機関における「新聞教育」の萌芽」『ジャーナリズム&メディア』11号、日本大学法学部新聞学研究所、pp.9-22。
- (3) Ginsburg, Tom and Huq, Aziz. 2018. *How to Save a Constitutional Democracy*. University of Chicago Press. p.43.
- (4) 田村哲樹（2016）「熟議民主主義研究の現在とミニ・パブリックス」『地域社会研究』26号、p.3。
- (5) Ward, Stephen, J. A. (2006) *The Invention of Journalism Ethics: The Path to Objectivity and Beyond*, 1st paperback ed. McGill-Queen's University Press. p.10.
- (6) キャス・サンスティーン／石川幸憲 訳（2001=2003）『インターネットは民主主義の敵か』毎日新聞社。
- (7) Ward, Stephen J. A. (2019) *Ethical Journalism in a Populist Age: The Democratically Engaged Journalist*, Lanham: Rowman & Littlefield.
- (8) Ibid, p.3.
- (9) Ward, Stephen J. A. (2015) *Radical Media Ethics: A Global Approach*, Wiley Blackwell. p.133.
- (10) Ward, Stephen, J. A. (2006) op. cit. pp.89-90.
- (11) Ward, Stephen J. A. (2015) op. cit. p.134.

- (12) Ibid, pp.134-135.
- (13) Ward, Stephen, J. A. (2006) op. cit. p.89.
- (14) Ward, Stephen J. A. (2015) op. cit. p.136.
- (15) Ibid, pp.136-137.
- (16) Ibid, p.137.
- (17) e.g., Ward, Stephen J. A. (2019) op. cit. pp.105-135.
- (18) 黒川貢三郎 (1997) 『マス・コミュニケーション論』南窓社、p.41。
- (19) センセーショナルリズムに関しては、大井眞二 (2018) 『ジャーナリズム・スタディーズのフィールド』学文社 (pp.181-208) を参照のこと。
- (20) Zabriski, Francis Nicoll. (2009) *Horace Greeley, the Editor*, BiblioLife. pp.81-84.
- (21) 磯部祐一郎 (1984) 『アメリカ新聞史』ジャパンタイムズ、p.167。
- (22) Emery, Michael., Emery, Edwin., & Roberts, Nancy L. (1996) *The press and America, an interpretative history of the mass media*, 8th ed, Allyn and Bacon. p.109. (大井眞二・武市英雄・長谷川倫子・別府三奈子・水野剛也訳 (2016) 『アメリカ報道史：ジャーナリストの視点から見た米国史』松柏社、p.161)
- (23) 黒川貢三郎・石川徳幸 (2013) 『日本のジャーナリズム：新聞の誕生とその軌跡』櫻門書房、pp.13-17。
- (24) 佐藤至子 (2017) 『江戸の出版統制：弾圧に翻弄された戯作者たち』吉川弘文館、p.218。
- (25) 岡安儀之 (2020) 『「公論」の創生「国民」の誕生：福地源一郎と明治ジャーナリズム』東北大学出版会。
- (26) 佐藤紅緑 (1937) 「浪人を論じて飄亭を弔ふ」『日本及日本人』昭和12年8月号、政教社、pp.103-104。
- (27) 春原昭彦 (2003) 『日本新聞通史』第4版、新泉社、p.90。
- (28) 朝日新聞百年史編修委員会編 (1995) 『朝日新聞社史』資料編、朝日新聞社、p.496。
- (29) 有山輝雄 (1995) 『近代日本ジャーナリズムの構造：大阪朝日白虹事件前後』東京出版。
- (30) 有山輝雄 (2004) 「「民衆」の時代から「大衆」の時代へ：明治末期から大正期のメディア」有山輝雄・竹山昭子編 『メディア史を学ぶ人のために』世界思想社、p.116。
- (31) 黒川貢三郎・石川徳幸 (2013) 前掲書、pp.97-102。
- (32) 民間情報教育局編、張新慧・佐藤雪絵訳、小林聡明監訳 (1948=2018) 「日本におけるジャーナリズム教育」『ジャーナリズム&メディア』11号、日本大学新聞学研究所、p.55。(原題：CIE&E Research Report: Journalism Education in Japan)